

中山間地域耕作放棄地対策支援事業

事業目的

中山間地域の耕作放棄地を引き受ける農業者等が行う作物生産再開に対する支援を行い、優良農地の確保及び農地利用の継続を図る。

事業内容

中山間地域の耕作放棄地を引き受ける農業者等が行う、作物生産再開に向けた耕作放棄地の再生活動に必要な経費に対し助成する。(国庫事業への上乗せ助成)

【国庫事業】

定額支援【国：5万円/10ha】又は
重機を用いて行う等の場合【国1/2以内】



【県費上乗せ】
2/10以内

再生作業
補助率 5万円/10a
◆チェックリスト方式の簡素な実績報告

土づくり※1

再生作業
補助率 1/2以内等
◆総費用の積み上げによる精算
※「障害物除去等+土づくり」の経費が10万円/10aを超える場合

補助金（交付金）の流れ

県→県協議会→地域協議会→農業者等
↑
国

さかの米・麦・大豆競争力強化対策事業のうち 中山間地域担い手育成タイプ

事業内容

中山間地域等における効率的な生産体制の確立に必要な機械・施設の整備に対し助成する。

なお、担い手の減少が進む中山間地域の農地や農業の維持を図るため、そこでの農作業を担う農作業受託組織等が行う機械・施設の整備に対しては、特に重点的な助成を行う。

補助対象機械

トラクター ・ 田植機 ・ コンバイン ・ 畦塗機 ・ 水稻直播用機械 等

実施主体及び補助率

区分	事業実施主体	補助率
中山間地域担い手育成タイプ		
(通常型)	・ 3戸以上の農業者の組織する団体 (機械利用組合等)	県：1/3以内 市町：1/10以上
受託組織型	・ 農作業受託組織 (作業受託を行う機械利用組合や法人も可)	県： 1/2以内 市町：1/10以上

補助率
引き上げ

補助金交付先

県 → 市町 → 事業主体